

焦点 2月1日から住民票などの証明書 「コンビニ交付」サービス が始まります



マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストア(コンビニ)で住民票の写しや印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できる「コンビニ交付」サービスが2月1日から始まります。今月の焦点は、「コンビニ交付」の概要についてお知らせします。



これからは、いつでも、どこでも、マイナンバーカードで！

コンビニ交付には、マイナンバーカードが必要です！

マイナンバーカードを取得するには、通知カードと一体になっている「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、郵送で申請するかスマートフォンやパソコンを使ったWEB申請(電子申請)を行うと、1カ月程度で交付通知書が自宅に届きます。

交付通知書が届いた方は、本人確認書類などを持参の上、市役所市民課(1階1番窓口)でマイナンバーカードを受け取ってください。

※詳細は、市民課主査(個人番号カード担当)までお問い合わせください。

「コンビニ交付」サービスとは？

このサービスは、市民課や税務課の窓口で発行している住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書をマイナンバーカードを使用して、コンビニに設置されているマルチコピー機から発行するサービスです。

【利用できる方】千歳市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを所有している方

※住民基本台帳カードは、利用できません。
※4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書の暗証番号)が必要になります。
※マイナンバーカードを受け取る際に設定した暗証番号です。

【サービス開始日】2月1日(水)

【利用時間】6時30分～23時

※土・日・祝日も利用できます(12月29日～1月3日とメンテナンス日を除く)

【利用できる店舗】全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、セイコーマート、ミニストップ
※マルチコピー機を設置している店舗に限りです。

【発行できる証明書】住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書

※所得・課税証明書の発行は、平成29年7月から開始予定です。

※コンビニ交付の証明書は、市の窓口などで交付する証明書と記載事項や用紙などが異なります。

【交付手数料】1通300円

コンビニ交付 Q & A

Q1 コンビニ交付で証明書を間違えて取得してしまいました。返金や他の証明書との交換はできますか？
A1 間違えて取得しても証明書の返金や交換はできません。

Q2 コンビニで印鑑登録証を使い、印鑑登録証明書を発行できますか？
A2 コンビニでは、印鑑登録証を使用できません。コンビニ交付を利用するときは、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを使ってください。

Q3 セキュリティーが心配です。店員や他人に個人情報漏れたりしませんか？
A3 コンビニ交付には、次のようなセキュリティ対策が施されています。

※市役所などの窓口で印鑑登録証明書を申請するときは、印鑑登録証が必要になります。マイナンバーカードは、利用できません。

①申請から証明書の取得まで、申請者自身がマルチコピー機を操作するので、他人の目にふれないで手続きをすることができます。

②マルチコピー機と証明書を発行する交付センターは、専用回線を使い通信内容を暗号化して情報の漏えいを防いでいます。

③マルチコピー機で証明書を発行したとき、コピー機のデータは、自動的に消去されます。

④マイナンバーカードや証明書の置き忘れを防止するよう、音声や画面で警告を発します。

お知らせ

マイナンバーカード受け取りのため、次の日程で臨時窓口を開設します。交付通知書が届いた方で、マイナンバーカードを受け取っていない方は、ご利用ください。

【開設日】1月29日(日)、2月26日(日)
(9時～12時)

【場所】市民課
(本庁舎1階1番窓口)

この記事のお問い合わせ

市民課主査
(個人番号カード担当)
☎(24) 0271

千歳市の証明書などの交付手数料一覧 (1件につき)

証明書などの名称	改定前	改定後
住民票の写し、住民票記載事項証明書、広域住民票の写し、戸籍附票の写し、不在住証明書、不在籍証明書、埋火葬に関する証明書	200円	300円
印鑑登録証の交付(初回を除く)および再交付	0円	300円
住民基本台帳の写しの閲覧	100円	300円

※平成29年1月から住民票の写しなどの交付手数料が改定されました。